

## 平成28年度「子どもの人権SOSミニレター」事業の実施内容

全国の法務局・地方法務局及び都道府県人権擁護委員連合会では、平成18年度から、送信用封筒と便箋を一体化し、料金受取人払手続を施した「子どもの人権SOSミニレター」（小学生用及び中学生用の2種類）を全国の小・中学校の児童・生徒に配布することにより、身近な人にも相談できない子どもたちの悩みごとを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たっています。

### 1 対象者

全国の小学校及び中学校（中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部及び中学部）を含む。）の児童・生徒全員

2 実施時期 平成28年10月から11月にかけて全国の小中学校に「子どもの人権SOSミニレター」を配布

3 実施機関 法務局・地方法務局及び都道府県人権擁護委員連合会

4 相談員 法務局職員及び人権擁護委員

### 5 相談内容

(例)・学校で「いじめ」を受けている。

・学校で「体罰」を受けた。

・家庭で「暴行・虐待」を受けている。

など。

※事案によっては、学校・児童相談所などの関係機関と連携しながら被害者の速やかな保護に努めるとともに、人権侵害の疑いのある相談については、人権侵害事件として調査を開始する場合があります。（救済事例は別添1のとおり）

6 相談件数（別添2のとおり）

7 児童・生徒（その保護者）からのお礼の声（別添3のとおり）

8 子どもの人権問題に関する「子どもの人権SOSミニレター」以外の相談窓口

● 子どもの人権110番(全国共通フリーダイヤル) 0120-007-110(ゼロゼロなのひゃくとおぼん)

● インターネットによる人権相談(24時間受付)

パソコン…<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

インターネット人権相談 

携帯電話…<https://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.htm>

子どもの人権  
SOS-メール 



## 「子どもの人権SOSミニレター」を端緒に救済措置を講じた主な事例

### 1. 母親による子に対する虐待事案

◆ 小学生から、母親に暴力を振るわれ、暴言を言われるという内容の「子どもの人権SOSミニレター」が送付され、調査を開始した事案である。

法務局職員及び人権擁護委員が学校に赴き、小学生から幼少の頃から暴力を受けていることや、妹も同様の被害を受けていることを聴取した。そこで、児童相談所に情報提供し、児童相談所が被害者を一時保護するとともに、法務局職員及び人権擁護委員が両親と面談した。

その結果、家族で話し合う機会が持たれ、お互いに理解が深まり、父親から法務局が関与したことに謝意が示された。(措置:「援助」)

### 2. 実父による子に対する性的虐待事案

◆ 中学生から、父親から性的虐待を受けているという内容の「子どもの人権SOSミニレター」が送付され、調査を開始した事案である。

事案の内容から緊急性があると判断した法務局は、直ちに中学校に連絡し、中学生と面談して相談内容が事実であることを確認した。その後、中学校と対応を協議し、中学生の了解を得た上で児童相談所に通報し、中学生は一時保護されるに至った。(措置:「援助」)

### 3. 義父による子に対する性的虐待事案

◆ 中学生から、義父から暴力や性的虐待を受けているという内容の「子どもの人権SOSミニレター」が送付され、調査を開始した事案である。

法務局職員が学校に赴き情報提供をした後、中学生と面談し、相談内容が事実であることを確認するとともに、詳細について聴取した。その後、児童相談所に通報し、中学生は一時保護されるに至った。(措置:「援助」)

#### 4. いじめ事案

◆ 中学生から、友人から悪口を言われる、避けられる、などという内容の「子どもの人権SOSミニレター」が送付され、調査を開始した事案である。

ミニレターには、被害者が自傷行為を起こしていると記載されていたので、法務局は、直ちに中学校に連絡し、事実関係を確認した結果、いじめについては明らかにはならなかったが、友人関係でトラブルを抱えており、自傷行為を起こしていることが確認できた。

そこで、中学校に中学生が相談しやすい環境を整えることを依頼するとともに、中学生にも学校に気軽に相談することを勧め、中学校において中学生が気軽に悩みを打ち明けられる体制が構築された。(措置:「援助」)

#### 5. いじめ事案

◆ 小学生から、転校先の小学校で複数の同級生に毎日悪口を言われているという内容の「子どもの人権SOSミニレター」が送付され、調査を開始した事案である。

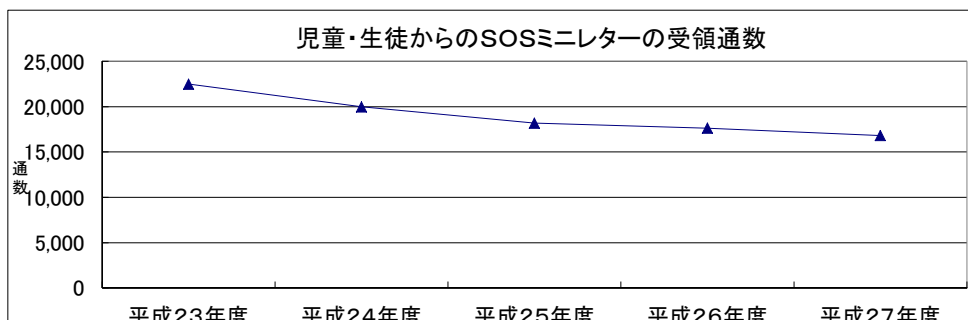
法務局は、小学校に情報提供し、事実関係を確認した結果、いじめについては明らかにはならなかったが、小学生が同級生とトラブルを抱えていることが確認できた。

法務局の情報提供を受け、小学生がクラス全員の前で自身の気持ちを発表する学級会が実施されるなど、小学生の悩みを解消する取組が実施された結果、小学生は悪口を言われることがなくなった。(措置:「援助」)

## 「子どもの人権SOSミニレター」統計資料(平成23年度～平成27年度)

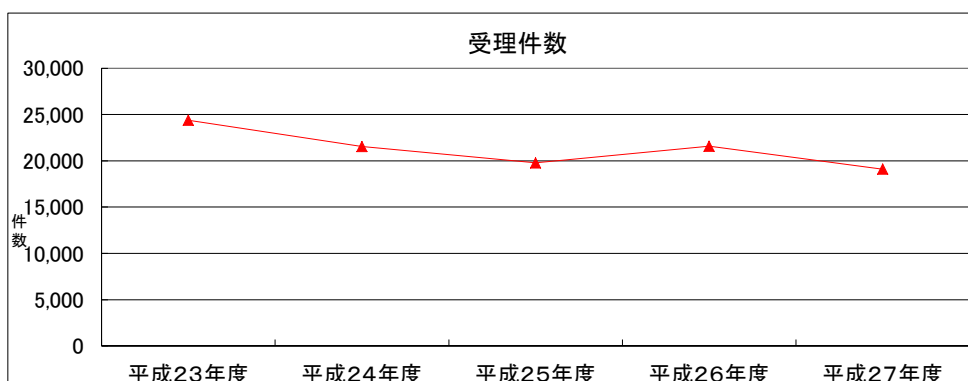
### 1. 児童・生徒からのSOSミニレターの受領通数(単位:通)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
受領通数	22,486	19,980	18,180	17,640	16,823



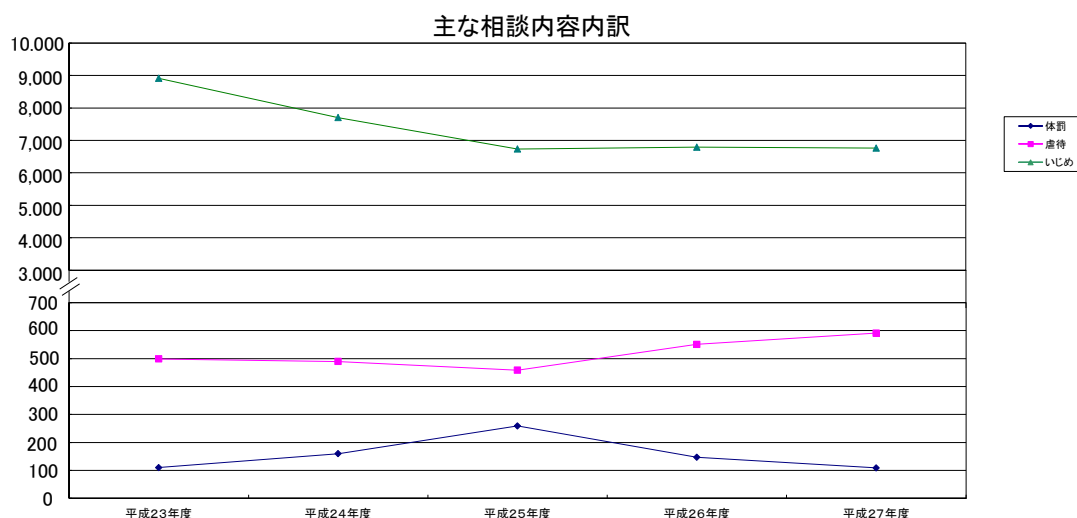
### 2. SOSミニレターを端緒とする人権相談の受理件数(単位:件) ※注

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
受理件数	24,377	21,544	19,774	21,578	19,107



### 3. 相談内容内訳(単位:件)

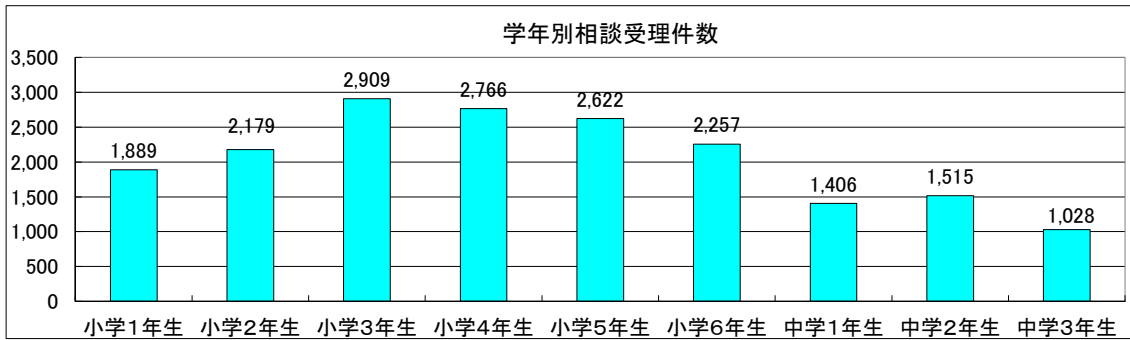
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
体罰	110	160	259	147	109
虐待	499	490	459	551	591
いじめ	8,916	7,705	6,738	6,793	6,762
その他	14,852	13,189	12,318	14,087	11,645



※注 1通のミニレターに複数の相談内容が含まれている場合、それぞれを人権相談として受理している。

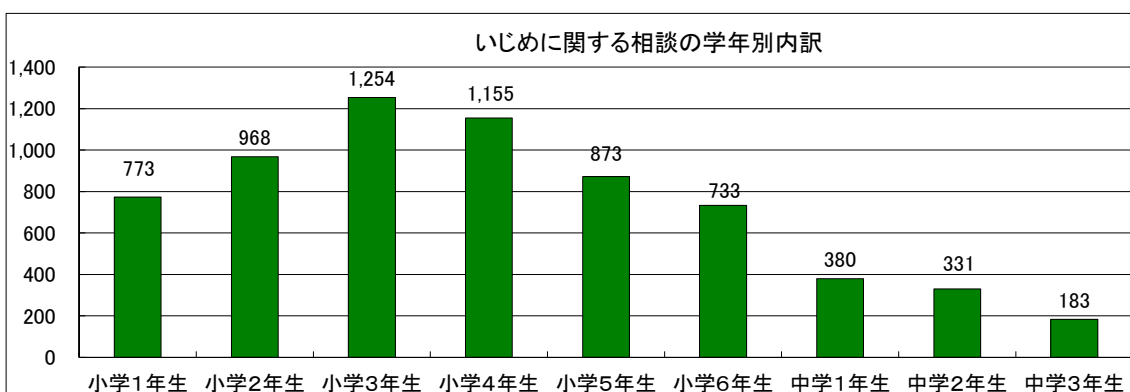
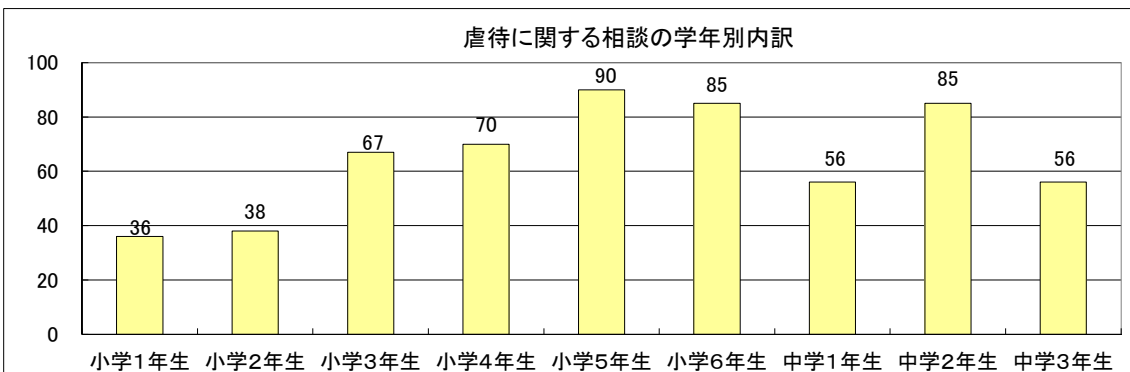
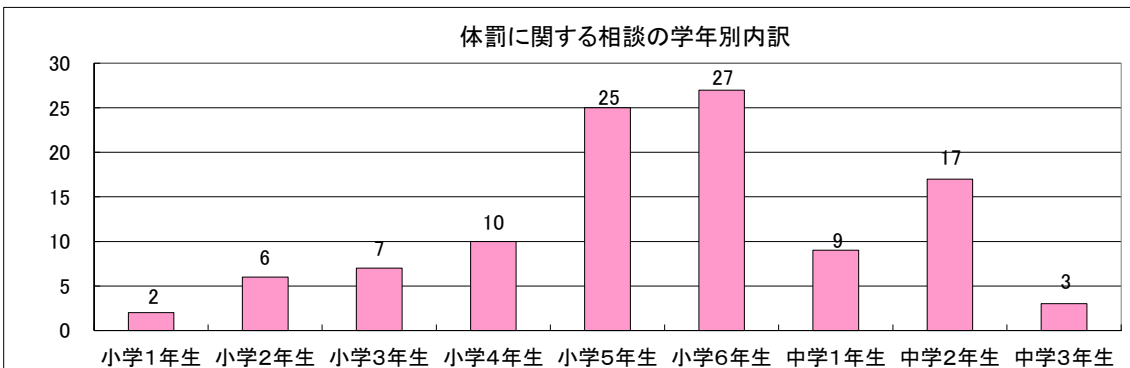
1. 学年別相談受理件数(単位:件)

	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	不明	合計
件数	1,889	2,179	2,909	2,766	2,622	2,257	1,406	1,515	1,028	536	19,107



2. 学年別相談内容内訳(単位:件)

	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	不明	合計
体罰	2	6	7	10	25	27	9	17	3	3	109
虐待	36	38	67	70	90	85	56	85	56	8	591
いじめ	773	968	1,254	1,155	873	733	380	331	183	112	6,762
その他	1,078	1,167	1,581	1,531	1,634	1,412	961	1,082	786	413	11,645



## 児童・生徒からのお礼の声

送付されたミニレターに対しては、法務局職員や人権擁護委員が必ず返事をしています。ここでは、送付した返事や法務局の対応に対して相談者から寄せられたお礼の声を紹介します。

### ① いじめや母親との不和に悩んでいた女子生徒から

中学1年生(当時)の女子生徒から、小学生の頃から続くいじめや、母親との不和などから、自分の居場所がないといった内容が書かれたミニレターが送付された事例

お手紙ありがとうございます。とても、うれしかったです。〇〇さんからの手紙、とてもうれしく思います。心強いです。元気が出ました。本当にありがとうございます。

### ② いじめで悩んでいた女子生徒から

中学1年生(当時)の女子生徒から、学校で変なあだ名をつけられたり、陰口をたたかれたりして、学校に行きたくないといった内容のミニレターが送付された事例

今では、すっかり解決し楽しい学校生活を送ることができています。「SOSミニレター」で法務局の方に手紙を出したことは間違っていなかったと思います。私は、最初あのお手紙を読んだ時には、涙がにじんでくるほどとってもうれしかったです。本当にありがとうございました。

### ③ 同級生から意地悪をされていることに悩んでいた女子児童から

小学3年生(当時)の女子児童から、前の席の子から意地悪をされて嫌な思いをしている、どうしたらいいかとのミニレターによる相談が寄せられた事例

〇〇さんに報告です。アドバイスをいただいて、服を汚されていることを先生に話しましたら、かいぎになって、その子からあやまってくれました。こんな子どものいじめのことで、そうだんにのってくれてありがとうございました